

『白百合女子大学研究紀要』投稿規程

(投稿資格)

第1条 『白百合女子大学研究紀要』（以下本誌と称する）の投稿者は原則として、第一著者が白百合女子大学（以下本学と称する）専任教員または専任の助手であることを要する。

(原稿の分量・様式)

第2条 投稿論文は原則として、和文の場合、16000字（400字詰原稿用紙40枚）程度、欧文の場合、半角65文字（スペースを含む）×25行で20枚程度とする。図、表、写真などを掲載する場合は、それらを合せて規定の枚数内に収めることを原則とする。なお、これを越える場合は、提出前に本誌編集委員会に申し出る。

- 2 投稿論文には日本語および欧文の題目をつける。
- 3 完成原稿のかたちで提出する。
- 4 原稿を電子データで提出する場合、紙に印刷したものを添付する。
- 5 共同執筆論文の場合、原則として、各執筆担当者の執筆担当箇所を明記して、執筆責任の所在を明らかにするものとし、執筆担当箇所が特定できない場合には、その事由を論文の末尾に付記するものとする。

(電子化・公開と著作権)

第3条 掲載論文の著作権は執筆者に属するが、執筆者は本誌を電子化・公開するために必要な限度で、本学がその権利を行使することを許諾するものとする。

- 2 執筆者が前項の許諾に同意しない場合は、投稿時にその旨を文書で本誌編集委員会に提出する。意思表示のない場合は同意したものと見なす。

(論文の修正)

第4条 本誌編集委員会が必要と認めた場合、執筆者に修正を求めることがある。

(校正・その他)

第5条 執筆者による校正は原則として初校のみとする。また、校正段階での加筆修正はやむをえない場合に限る。

- 2 執筆者には本誌5部と執筆論文の抜き刷り30部を進呈する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、本誌編集委員会の議を経るものとする。

付則 この規程は、2003年2月26日より施行する。
この規程は、2007年4月1日より施行する。
この規程は、2008年4月1日より施行する。